

特記仕様書

工事名 市道83号線舗装修繕工事

第 1 条 適用

この仕様書は、上記工事の施工に適用する特記事項を定めたものであり、「千葉県土木工事共通仕様書」、「土木工事書類作成マニュアル（千葉県県土整備部）」並びに、設計図書、監督職員の指示に従って施工するものとする。また、「市原市建設工事適正化指導要綱」にもとづき、工事の適正な施工体制を確保する。なお、「千葉県土木工事共通仕様書」については、千葉県を市原市に置き換えて使用し、土木工事書類作成マニュアルにおける工事打合せ簿は「市原市建設工事監督職員の執務に関する規程」における第3号様式を使用することとする。

第 2 条 （工事期間）

- 1 当工事の工事期間は93日間とする。工事期間のうち準備期間として60日間、作業期間として6日間、休日（不稼働日）期間として8日間、跡片付け期間として19日間を想定している。
※休日（不稼働日）は雨天、休日（土曜・日曜・祝日・年末年始等）等をいう。
※当該条項は発注段階での工事期間の見込みを示すものであり工事期間変更時に記載の変更は行わないものとする。（契約後の工事期間は契約書による）
- 2 受注者は、本工事の全体工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完了させること。

~~第 3 条 （週休2日制適用工事）~~

- 1 本工事は、市原市建設工事週休2日制工事実施要領に基づく「現場閉所による週休2日工事（月単位の週休2日）」であり、これに相当する経費補正を行い、予定価格を設定している。
- 2 対象期間について、夏期休暇として3日間、年末年始休暇として6日間を除くものとするが、受注者は工期内の適切な時期に、この日数以上の休日（現場閉所）の確保に努めること。
- 3 令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日については、〇〇〇〇（発注機関）の発注工事である〇〇〇〇〇〇〇工事の施工との工程調整により、現場作業ができないため、対象期間から除くものとし、それを踏まえた実施工程表を作成すること。（関連工事や地元要望等など、受注者の責によらない事由により、現場作業を余儀なくされる期間が設計段階で条件明示することが可能な場合）
- 3 令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日については、〇〇〇〇（発注機関）の発注工事である〇〇〇〇〇〇〇工事の施工に関連する現場作業を行う必要があるため、対象期間から除くものとし、それを踏まえた実施工程表を作成すること。

第 4 条 現場代理人・主任技術者等の選定及び常駐を要しない期間

- 1 受注者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）の選定にあたっては公共工事（舗装工事）に関し経験と実績のある有能な技術者を優先すること。
- 2 現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- 3 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「工事完成認定書」等における日付）とする。

第 5 条 兼務を認める対象工事

予定価格4,500万円未満の工事においては、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」

(平成25年7月3日制定)に基づき、他の市発注工事又は本市内での国若しくは他の地方公共団体発注工事(ただし、国又は他の地方公共団体の承諾が得られている場合に限る。)と現場代理人等の兼務ができる。予定価格4,500万円以上の工事においても、建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が他の市発注工事との管理を行う場合は、現場代理人の兼務ができる。なお、現場代理人が当該工事現場に不在となる場合においても、現場代理人と監督職員の間で常に連絡がとれる体制を確保すること。

第6条 施工計画書

1 受注者は、工事着工日から30日以内に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての「施工計画書」を正副2部作成し、監督員に提出する。

その場合、受注者は下記事項について記載するものとする。また、監督員がその他の事項について補足を求めた場合は追記する。なお、施工計画書を変更する場合も同様とする。

また、設計書と異なる工法にて施工を実施する場合においては、同等機能以上を有する工法を条件とする。

- | | | |
|------------------|---|--|
| (1) 工 事 概 要 | — | 工事件名・内容・工期・受注者の基本姿勢 |
| (2) 実 施 工 程 表 | — | 現場内容に応じた方式(PERT又はバーチャート方式) |
| (3) 現 場 組 織 | — | 職務分担・特殊技能者・下請負業者等 |
| (4) 使 用 機 械 | — | 使用機械の型式・能力 |
| (5) 主 要 資 材 | — | 主要資材の搬入・検査及び資材のメーカー・販売店 |
| (6) 施 工 方 法 | — | 主たる工種の施工方法等具体的に
(主要機械・工事用地含む) |
| (7) 施 工 管 理 計 画 | — | 品質管理・工程管理・出来形管理 |
| (8) 緊 急 連 絡 体 制 | — | 下請負及び夜間の連絡体制を含めて |
| (9) 安 全 管 理 | — | 安全管理体制・交通安全対策・安全訓練等の計画・
その他について |
| (10) 交 通 管 理 | — | 規制方法及び迂回路図等 |
| (11) 環 境 対 策 | — | 騒音・振動対策・苦情処理等地元対策 |
| (12) 現 場 作 業 環 境 | — | トイレ等 |
| (13) 再生資源利用促進 | — | 現場内での再利用計画・工事間での再利用・再生資源
施設への搬入計画・再生資材の積極的利用・再生資源利用
(促進)計画書を添付 |
| (14) そ の 他 | — | |

2 切削計画については、土木工事共通仕様書第2-6-15のとおり、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、縦横断測量の間隔は変化点を除き20m間隔とする。また、出来形管理については切削計画の値を使用する。

第7条 コリنز(CORINS)への登録

受注者は工事請負代金額が500万円以上の工事について、受注時または変更時において、工事実績情報サービス(CORINS)に当該工事の情報を受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

変更登録時は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録後は登録されたことを証明する資料を直ちに監督職員に提示しなければならない。

第8条 ワンデーレスポンス

当工事は千葉県土木工事共通仕様書を適用しワンデーレスポンスを実施する。ただし、同仕様書の「その日のうち(24時間以内)」は「受付した翌開庁日の17時まで」に読み替えて運用する。

第9条 設計変更

本工事の設計変更手続きについては、建設工事請負契約書ならびに土木工事請負契約に係る設計

変更ガイドラインに従うものとする。

第10条 1日未満で完了する作業の積算

- 1 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、積算基準（千葉県）によるものとする。
 - 2 1日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。
 - 3 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。
 - 4 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - 5 受注者は(3)の協議を行うに当っては当該作業完了後速やかに、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - ~~6 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。~~
 - ~~7 施工箇所が点在する工事は、当該発注工事の総数量で判断する。ただし、現場条件等※により、これによりがたい場合は協議するものとする。~~
- ※現場条件等とは、工事箇所が1kmを超えて点在するなど、発注工事の総数量を分割して施工することが適当で、施工条件により目を分けて施工する必要のある工事などのことをいう。

第11条 地元説明資料の作成および説明

受注者は地元説明資料の作成について監督職員に協力して資料を作成するものとする。また、工事着手前及び工事中に必要なつど工事内容を現場付近関係者に周知し、協力を求めるために必要な措置を講じなければならない。

第12条 施工管理

- 1 舗装工事の材料の品質規格及び施工管理については、「舗装施工便覧」を基準とする。
なお、後記する項目について下記により施工管理を行わなければならない。
 - (1) 工程管理 受注者は本工事の全体工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完成させること。なお、工程に遅れが生じた場合は、以後の工程計画を監督職員に報告すること。
 - (2) 品質管理 土木工事施工管理基準による。
二次製品は製造会社及びJISの管理基準による。
 - (3) 出来形管理 土木工事施工管理基準による。
出来形管理図・管理表、出来形図面
 - (4) 写真作成 土木工事写真の手引・土木工事施工管理基準による。
- 2 施工管理に供する様式類、品質管理についてはX-管理図とし、出来形管理については測定結果一覧表、出来形管理図とするが協議して決めるものとする。

第13条 交通事故防止

市原警察署との道路工事協議回答、並びに道路使用許可条件を基に、道路工事施工時の交通事故防止を厳守して、安全施工を確保し、交通事故が発生しないように注意しなければならない。
なお、道路使用許可条件の写しについては監督職員に提出すること。

第14条 地元関係者との接触

- 1 工事施工に伴って地元関係者と接触するときは誠意をもって対応し、相手方に誤認、不信、疑惑を与えないように注意するものとし、工事従事者にも本工事の意図を正しく理解させ、地元関係者と紛争を生じないようにしなければならない。
- 2 相手方からの意見、約束事等は必ず市に報告し協議して適切に措置しなければならない。

第15条 休日作業等

受注者は、当仕様書に施工時間等が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、やむを得ず作業を行うにあたっては、1週間前までにその理由と作業内容、周辺住民への周知状況等を監督職員に書面により提出すること。

ただし、土曜日に作業を行う場合は、工事着手前にその旨を施工計画書に明記し、また、それを反映した実施工程表を作成すること。

第16条 工事内容等を示す標識の設置について

工事現場に広報板、迂回指導板等、別に定めのあるもの他（道路工事現場における表示施設等の設置基準）、工事件名、工事場所、担当部課名、受注者の住所及び氏名・連絡先等を記載した表示板を一般通行人の見やすい場所に設置する。

第17条 安全管理

1 安全管理

（1）交通安全対策については、警察の許可条件を厳守すること。

また、夜間及び休日、作業休止日における照明施設や注意喚起施設等には万全な対策を講じるとともに、適時パトロールを実施すること。

（2）施工中及び施工後、縦断・起終点・出入り口等各段差が生じた場合には、十分なすり付けを行い安全確保に配慮すること。

2 安全訓練等

工事着手後、作業員全員の参加による安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に添付すること。安全訓練等の実施状況を毎月末に提出すること。

第18条 環境対策

1 施工機械については、近隣住民の生活環境への影響を配慮して、低騒音、低振動建設機械に認定されたものを使用する。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

2 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック・ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

第19条 第三者の被害の補償

1 契約書29条に定める第三者の被害の補償について、受注者の工事施工上の不手際による被害（例：AS廃材・乳剤等の飛散…）は、すべて受注者の負担とする。又輕易な一般補償、工事中の応急措置、切削機等による道路施設等の損傷並びに設計上の影響幅を越える部分の道路損傷復旧費についても、すべて受注者の負担とする。

2 家屋、その他の工作物に与えた損害が日常生活や営業等に著しく支障をきたす場合は、監督職員の指示により応急処置を講ずること。

第20条 主たる工事の施工方法・項目

1 切削厚・舗装計画高・縦横断勾配は、道路計画に基づいた切削・舗装計画等を作成し、監督員の承認を受けた後、施工を行うこと。なお、任意で基準点を設け監督員の承認を得ること。

2 舗設時に気温が5℃以下時（寒冷期）における作業は、混合物温度の低下が早く、所定の締固め度が得られにくいことがあるので、対策について施工計画書に明記し、施工を行うこと。

3 表層は「再生密粒度アスコン（13）」、~~基層の粒度は「再生粗粒度As混合物20mm」、上層路盤は「水硬性粒度調整鉄鋼スラグ25mm」~~を使用する。

4 区画線については、路面標示設置マニュアルに基づき施工計画図を作成し、監督員に提出すること。また、施工区域外においても引き直し等が必要と思われる箇所については、監督職員と協議すること。

第21条 段階確認事項

1 受注者は、下記の表に定める確認時期において、段階確認を受けなければならない。

2 受注者は、事前に段階確認に係る時期の通知、立会依頼等を書面により監督職員に提出しなければならない。

また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認

を受けなければならない。

- 3 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員が押印し、確認した箇所に係る書面を、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提出するものとする。
- 5 段階確認は臨場が原則であるが、やむを得ず監督職員等の臨場確認が得られない場合は、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整理、提出し、机上確認を受けることが出来る。

段階確認一覧表

工種	確認時期	確認頻度	確認項目

第22条 立会施工・検査項目

受注者は、施工計画作成段階で立会工種、確認項目、確認頻度について、監督職員と協議を行うこと。

第23条 建設工事保険等

- 1 受注者は工事目的物及び工事材料等を建設工事保険等（これに準ずるものを含む）に付さなければならない。加入期間は原則として工事着工から工事完成期日後の14日の期間とする。保険契約を締結したときは、直ちにその証券またはこれに代わるものの写しを監督職員に提出すること。
- 2 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。加入期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。保険契約を締結した時は、直ちにその証券又はこれに代わるものの写しを監督職員に提出すること。

第24条 電子納品

- 1 本工事は電子納品対象工事とし、「市原市電子納品に関する手引き」により納品するものとする。
- 2 電子納品のレベルは1とし、電子納品の対象書類は次のとおりとする。
 - (1) 発注図面、工事数量総括表、特記仕様書
 - (2) 測定結果一覧表
 - (3) 完成図面
 - (4) 工事写真（参考図含む）
- 3 電子納品時に紙での提出も必要と思われる場合は、別途協議をする。
- 4 電子化に必要な環境については、十分理解をして作業すること。なお、電子納品作成支援ソフト、チェックソフトは必ず使用すること。

第25条 建設業退職金共済制度に係る掛け金収納の確認

上記制度の履行確保を図るため、契約ごとに建設業退職金共済制度の掛金収納実績の確認を行う。

(1) 掛け金収納の確認方法

1件500万円以上の工事請負契約を締結した受注者は、勤労者退職金共済機構の掛金収納書を添付した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告書」（以下「報告書」という。）を工事契約締結後1か月以内（電子申請方式の場合は、工事契約締結後40日以内）に提出すること。

報告書を期限内に提出できない旨の申し出があった場合は、その理由及び共済証紙（退職金ポイント）の購入予定時期等を記載した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入遅延報告書」を提出すること。

なお、証紙（退職金ポイント）の購入状況を把握するため必要があると認められたときは、

関係資料を提出すること。

(2) 下請業者への現物交付等

受注者は、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、下請代金に応じた共済証紙の現物交付若しくは退職金ポイントを充当すること、または掛金相当額の下請代金への算入を行うとともに下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付若しくは退職金ポイントの充当の促進を務めるよう下請業者を指導すること。

(3) 共済証紙（退職金ポイント）の購入額

受注者は、建設現場ごとの建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙枚数または退職金ポイント数を購入すること。

ただし、必要な共済証紙（退職金ポイント）の把握が困難な場合は、「掛金納付の考え方について」を参照し、工事種別等により選択した値を報告書の計算式に記入し購入額を算出すること。

なお、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、受注者と下請業者の証紙（退職金ポイント）購入額を合算するものとする。

(4) 証紙（退職金ポイント）の購入

受注者は、500万円未満の工事についても証紙（退職金ポイント）の購入に努めること。

~~第26条 低入札価格調査制度調査対象工事に係る監理体制等~~

本工事は、市原市低入札価格調査実施要領第3条に該当する低入札価格調査対象工事であるため、低入札価格調査基準額を下回る価格で落札した場合には、以下によりヒアリングを行う。

1 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

(1) 入札価格調査基準額を下回る価格で落札した工事においては、受注者は、「市原市建設工事適正化指導要綱（以下「要綱」という。）」で規定する下請負契約の請負代金の額に応じ、要綱第11条に規定する施工体制台帳又は、要綱第13条に規定する下請業者選定通知書を工事執行担当課長に提出しなければならない。また、要綱第13条に該当する下請業者選定通知書を提出する場合においては、下請契約書の写しに建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写しを添付しなければならない。

(2) (1)の書類の提出に際して、その内容のヒアリングに受注者の代表取締役、支店長、営業所長等は応じなければならない。

(3) (2)のヒアリングを実施したときは、ヒアリング内容を工事打合簿により提出しなければならない。

2 施工計画書の内容のヒアリング

(1) 入札価格調査基準額を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングに、受注者の代表取締役、支店長、営業所長等は応じなければならない。

(2)のヒアリングを実施したときは、ヒアリング内容を工事打合簿により提出しなければならない。

~~第27条 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認~~

受注者は、入札時に提出した簡易な施工計画の各項目や品質等に係る技術提案等（以下「技術提案等」という。）の履行方法、履行時期等を施工計画書に記載するものとする。

受注者は技術提案等の履行時に監督職員の立会・確認を求め、監督職員は、現場を確認・評価する。なお、技術提案の履行状況ならびに監督職員による履行状況確認は、写真撮影を原則とし、工事写真に含めるものとする。また、技術提案等が出来形や品質管理に関連する場合は、完成書類において技術提案等の履行が明確になるよう整理すること。

第28条 建設工事に係る資源の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に伴う公共工事の取り扱いについて

1 特定資材の分別解体等・再資源化等の適正な処置

(1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再

資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった止むを得ない事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて「建設リサイクルガイドラインに定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を使用するものとする。

2 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- (1) 対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（法第12条第1項に基づく書面）を提出し説明を行うこととする。
- (2) 書面の提出は、契約に先立って行なうこととする。
- (3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

第29条 建設副産物及び再生資源利用（促進）計画

1 共通事項

- (1) 「千葉県建設副産物対策の手引き(令和3年3月策定)」及び関係法令等に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

上記は、受注金額100万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- (2) 受注者は法令等に基づき、作成した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- (3) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- (4) 建設廃棄物の処分にあって、排出事業者（元請負者）は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書（厚生省作成または建設八団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約書を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを提出すること。
- (5) 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に1部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し、確認を受けること。
- (6) 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム（集荷目録制）」の実施に基づき、建設廃棄物マニフェストA票、~~B-2票~~、D票、E票（複写式伝票）のうちE票の写しを提出すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する、当該工事の電子マニフェスト情報を収録した磁気媒体の提出または、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したもの（受渡確認伝票）を提出すること。

2 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材（ m³）は、千葉県地内、片道運搬距離 kmの または、その他の再生資源化施設に運搬し、処理すること。

3 AS廃材

本工事により発生するAS廃材（129m³）は、千葉県袖ヶ浦市南袖28-1地内、片道運搬距離15.3kmの袖ヶ浦アスコン(株)または、その他の再生資源化施設に運搬し、処理すること。

~~4 コンクリート殻~~

本工事により発生するコンクリート殻（ m³）は、千葉県 地内、片道運搬距離 kmの
または、その他の再生資源化施設に運搬し、処理すること。

~~5 汚泥及び廃アルカリの混合物~~

本工事により発生するコンクリート殻汚泥及び廃アルカリの混合物（ kg）は、 地
内、片道運搬距離 kmの または、その他の再生資源化施設に運搬し、処理すること。

~~6 建設発生土（指定処分A）~~

建設発生土（ m³）は、 地先、片道運搬距離 kmの
に搬出するものとする。

~~7 鉄くず~~

本工事により発生する鉄くず（ t）は、 片道運搬距離 kmの ま
たは、その他の再生資源化施設に運搬し、処理すること。

第30条 （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事）

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「市原市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」（市原市ホームページに掲載）に基づき行うこと。

第31条（市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン）

市原市が発注する建設工事における受注者の提出書類等の取扱いは各種提出書類の様式を定める法規、法令、規則、規程、要綱、要領等の他「市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン」に準ずることとする。書類事務に情報通信技術（ICT）の利用を希望する場合は、「市原市建設工事電子メール活用実施要領」や「市原市建設工事情報共有システム試行要領」に基づき監督員と協議すること。

第32条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする

第 3 3 条 施工条件の明示

	明 示 事 項
工 程 関 係	第 1 2 条及び下記のとおり ・受注者は、履行報告書を毎月末に監督職員に提出すること。なお、履行報告書の様式は、「市原市建設工事監督職員の執務に関する規定」様式第4号の他に、「月別工事予定表・進捗状況表、出来高表、工程表（実施及び計画）」を添付すること。また、工事実施工程に対し、実績が15日程度以上遅延した場合は、その理由及び今後の措置を講じなければならない。 ・規制時間は、警察の許可時間を厳守すること。 ・本工事の作業時間帯は、昼間（午前 9：00～午後 5：00）とする。 ・工期は着工日から93日間とする。
用 地 関 係	・工事使用機材の仮置場が必要な場合は場所、所有者、地目を施行計画書に明記すること。
公害対策関係	第 1 8 条及び下記のとおり ・騒音規制法、振動規制法、市原市生活環境保全条例を遵守すること。また、市原市役所環境管理課で特定建設作業実施届出書が必要か確認し、必要場合は届出を提出すること。
安全対策関係	第 1 3 条及び第 1 7 条並びに下記のとおり ・工事看板、仮区画線等の安全施設類については、現場条件に応じて監督職員に設置計画を提出し協議すること。なお、交通管理者との協議に基づき実施するものとする。 ・交通規制については、予告板等により告知することとし、苦情の無い様に十分な配慮を行うこと。 ・工事期間中に配置する交通誘導員（B）は次の人員以上配置すること。 ○切削及び舗装時 4 人（交代要員含む） ○区画線時 2 人以上 ・作業時間外の交通開放については、十分な安全対策を講じ、施工計画にて監督職員と協議すること。 ・作業中においても、必要に応じて縦断・起終点・出入口等各段差のすりつけを行い、対応すること。
工事用道路関係	
産業廃棄物関係	第 2 8 条及び第 2 9 条のとおり
そ の 他	・マンホール等の露出構造物は、計画路面に合わせて高さを報告すること。なお、管理者との協議は市が行うものとする。 ・基準点や境界点等、復旧が必要となる場合は対応について監督職員と協議を行うこと。 ・路肩に土砂が路面より高く堆積し、雑草の繁茂や路面排水を阻害している個所においては、土砂を撤去して施工すること。 ・アスコン廃材処理運搬におけるダンプトラックの差し枠及び過積載については厳禁とし、マニフェストによる適正管理を行うものとする。 ・舗装端部の構造物や既設舗装との接続部については、ブラシ等で乳剤を入念に塗布すること。 ・交通・表層、基層の継手部分は、縦断・横断方向ともに 1 5 cm 程度の段差解消取付を行うこと。 ・交通解放時には、段差擦り付けを行うこと。